

大樹町地域材利用推進方針

大樹町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号（以下「法」という。））第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での地域材の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

北海道の推進方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえ、本町が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水を蓄え、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなど重要な役割を果たしている。本町の森林は、人工林が43%を占めており、その主体は林業生産活動が積極的に実施されるべきカラマツであります。また、天然林は、ナラ・タモ・ニレ・シナ類等の有用広葉樹が主体とする林分で構成されており、住民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、近年の外材輸入の減少による国産材の需要の高まりと、相次ぐ大規模な台風被害による被害木整理と合わせて、主伐期を迎えるカラマツを中心に伐採量が急速に増加し造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的な供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は断熱性・調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境に優しい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を住民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの住民に供される公共建築物において、環境に優しい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1の公共建築物における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造を指向してきた過去の考え方を転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るものとする。

(1) 町の役割

本町は、公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた実施状況を明らかにし、公共建築物等における利用のより効果的な促進に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

北海道又は本町以外の者であって公共建築物を整備する者、木材製造業者その他関係者は、本推進方針を踏まえ、北海道又は本町が実施する施策に協力し、適切な役割分担の下相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、木材製造業者その他の関係者は、本町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の造林等の適切な森林施業の確保並びに森林施業計画に基

づく間伐材等の間伐材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている JAS 製品の使用に努めるものとする。

(4) 住民の理解の醸成

本町は、公共建築物における地域材の利用の促進の意義等について住民に分かりやすく示すように努めるものとする。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項に基づく建築物で広く住人の利用が供されるものとする。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の建築物以外であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築物以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

(3) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

カーボン・フットプリント及びライフサイクル・アセスメント等を活用し、公共建築物での地域材利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

3 市町村の取組

公共建築物での地域材の利用に当たり、本町は自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び北海道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備において、法令等で耐火性建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能、構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るように努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 本町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化の推進

本町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、建築基準法に基づき可能な建物については原則として木造化を図るものとするが、次に掲げる場合は除く。

- ① 準防火地域であって、木造化が困難な場合
- ② 防火・保安上の理由等から木造化が困難な場合

(2) 木質化の推進

本町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとするが、関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材

料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

(3) 木質家具等の導入の推進

本町が、整備する公共建築物において使用する家具等については、地域材製品の導入を推進するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、本町はこれら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

本町及び北海道での公共建築物の地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、住宅等における地域材の利用を促進するものである。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

本町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺的环境との調和などを考慮する必要がある場合は地域材製品の利用に努めるものとする。

なお、本町が発注する公共土木工事については、「公共土木工事における間伐材利用推進指針」に基づき実施するものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、畜舎などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。